

(公 印 省 略)

水大第1019号-11

令和3年4月13日

(一社) 兵庫県トラック協会会長 様

兵庫県農政環境部環境管理局长

光化学スモッグ広報等発令時における自動車の運行自粛について (要請)

環境保全行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、光化学スモッグが発生するおそれのある4月20日(火)から10月19日(火)までを特別監視期間として、「光化学スモッグ緊急時対策実施要領」に基づき、別紙のとおり広報等の発令を行うこととしております。

光化学スモッグ広報等が発令された場合、固定発生源である工場・事業場については、窒素酸化物排出量を削減するよう要請しております。

一方、窒素酸化物を排出する自動車についても、発令時の削減を効果的に実施するために運行自粛または代替交通機関等の利用等、自動車の所有者及び運転者による積極的な協力が不可欠です。

ついては、趣旨を十分に御理解くださいます。貴会員に対し、下記事項について御周知いただき、光化学スモッグ広報等発令時においては、自動車運行の自粛がより効果的に実施されますよう御協力をお願いします。

記

光化学スモッグ広報等発令地域への自動車の乗り入れ自粛
及び同地域内での自動車の運行自粛

兵庫県 農政環境部
環境管理局 水大気課 大気班
〒650-8567
神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL : 078-341-7711 (内線 3369)
FAX : 078-362-3966

(別紙)

1 光化学スモッグ広報等発令対象地域

神戸市（東部・西部・垂水・北部）、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、川西市、三田市、丹波市、たつの市、播磨町、稲美町、太子町

(22市町)

2 光化学スモッグ広報等の種類

| 種類 | 発令基準 |
|-------------|--|
| 光化学スモッグ予報 | 測定局のオキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断されるとき |
| 光化学スモッグ注意報 | 測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき |
| 光化学スモッグ警報 | 測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき |
| 光化学スモッグ重大警報 | 測定局のオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象条件等からみて、その濃度が継続すると認められるとき |

3 広報等発令の周知方法

(1) テレビ、ラジオによるスポット放送

(2) 市、町の広報車による巡回放送

(3) ひょうごの環境ホームページに掲示

(URL: <http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/>)

(4) 交通情報掲示板に掲示 等